

島根県児童養護施設等従事者に対する応援協力金交付要綱

(通則)

第1条 島根県児童養護施設等従事者に対する応援協力金（以下「応援協力金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 知事は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言や学校臨時休業中においても、感染拡大防止に最大限配慮しながら代替養育を通じて、家族と生活できない児童等の生活・自立支援及びDVによる母子支援等を24時間継続して行った児童養護施設等の職員に対し、業務に従事した心身の負担に対する慰労のため、応援協力金の交付を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「対象期間」とは、国からの臨時休業要請が開始された令和2年3月2日から、緊急事態宣言が解除された令和2年5月25日までの間とする。
- (2) 「児童養護施設等」とは、次表の施設等をいう。

施設等名	定義
①児童養護施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、「法律」という。）第41条に規定する児童養護施設をいう。
②乳児院	法律第37条に規定する乳児院をいう。
③児童自立支援施設	法律第44条に規定する児童自立支援施設をいう。
④児童心理治療施設	法律第43条の2に規定する児童心理治療施設（通所部門を除く）をいう。
⑤自立援助ホーム	法律第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業をいう。
⑥ファミリーホーム	法律第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。
⑦母子生活支援施設	法律第38条に規定する母子生活支援施設をいう。

(交付対象)

第4条 応援協力金の支給対象は、前条第1項第2号の表に掲げる施設等（以下「施設等」という。）に勤務している職員（公設・民設、常勤・非常勤を問わない、ただし嘱託医除く）で、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 対象期間中に5日以上業務に従事した者
- (2) 令和2年4月1日以降に在籍している者
- (3) 応援協力金の目的に照らし、施設等利用者との接触に伴う感染リスクがあり、かつ、継続して提供することが必要な業務に従事している者（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労

働者として施設等で働く者を含む)

(4) 他の施設等における勤務により応援協力金の支給を受けていない者

2 前項第1号の「5日以上業務に従事」とは、施設等において従事した日が、対象期間中において延べ5日以上あることをいう。ただし、年次有給休暇や育児休業その他実際に業務に従事していない日については、これを勤務日数に含めない。

3 応援協力金の交付は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分、介護分、障がい分）及び島根県保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金を含め、1人につき1回とする。

(交付対象経費)

第5条 施設等に対する交付対象経費は、応援協力金及び応援協力金の支給に要する経費（以下、「事務費」という。）で別表に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第6条 施設等に対する交付額は、別表に掲げる方法により算定するものとする。

(交付申請)

第7条 施設等の長は、当該施設等で勤務する交付対象者の応援協力金及び事務費について、交付申請書（様式第1号）により知事に対して申請を行うものとする。

2 施設等（民設に限る）の長は、前項に掲げる申請を行う場合、予め代理受領委任状（様式第2号）により、各施設等における交付対象者から応援協力金の申請及び受領に関する権限の委任を受けなければならない。

3 施設等（公設に限る）の長は、第1項に掲げる申請を行う場合、予め交付対象者ごとの振込口座等を確認しておくとともに、代理申請委任状（様式第3号）により、各施設等における交付対象者から応援協力金の申請に関する権限の委任を受けなければならない。

4 第4条第1項に定める交付対象者に該当する者であって、既に施設等を退職した者については、次のいずれかの方法により申請を行うものとする。

(1) 対象期間において勤務していた施設等の長からの申請

(2) 知事への直接申請

5 前項第2号による申請の場合は、交付申請書（様式第4号）により申請を行うものとする。

6 第4項各号で定める退職した者に係る申請にあたっては、原則として、当該退職した者が勤務していた施設等の長から従事日数の証明を受けなければならない。

7 第1項及び第4項に係る申請方法、期限等については、知事が別に定める。

(交付決定)

第8条 知事は、前条による申請があった場合は、申請内容を審査し応援協力金及び事務費の交付を決定するとともに、申請者に対して通知するものとする。

(概算払い)

第9条 知事は、第7条第1項による申請に基づき前条の決定を受けた施設等の長から、概算払い請求書（様式第5号）による請求があった場合、応援協力金及び事務費の全部又は一部を支払うものとする。

2 第7条第5項による申請に基づき前条の決定を受けた申請者の場合、交付申請と併せて概算払い請求があったとみなし、交付の決定をもって応援協力金を支払うものとする。

（交付）

第10条 知事は、第8条の決定をし、前条の請求を受けたときは、第6条に定める応援協力金及び事務費を次により支払うものとする。

（1）第7条第1項に定める申請の場合（民設に限る）は、申請した施設等へ支払う。

（2）第7条第1項に定める申請の場合（公設に限る）は、申請した施設等の交付対象者個人へ支払う。

（3）第7条第4項に定める申請の場合は、申請した交付対象者個人へ支払う。

2 前項第1号により支払いを受けた施設等の長は、当該施設等の交付対象者に対し、遅滞なく応援協力金を一括して支給しなければならない。

3 前項により応援協力金を支給したときは、支給年月日及び支給金額を記録するとともに、適切に保管しなければならない。

（交付しない場合）

第11条 第7条に基づき申請した者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、応援協力金を交付しないものとする。

（1）虚偽の申請をした場合

（2）前号のほか、応援協力金の交付対象として適当でないと認められる場合

2 知事は、応援協力金を交付しないことを決定したときは、申請者に対して通知するものとする。

（変更交付申請）

第12条 施設等の長は、第7条で定める交付申請の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書（様式第6号）により知事に対して申請を行うものとする。

（変更交付決定）

第13条 知事は、前条による申請があった場合は、申請内容を審査し応援協力金及び事務費の交付を決定するとともに、申請者に対して通知するものとする。

2 前項の決定に伴う支払い方法は、第9条及び第10条第1項第1号及び第2号の規定に準じるものとする。

（報告）

第14条 第7条第1項及び第12条により申請した施設等の長は、交付対象者への支給状況について、実績報告書（様式第7号）により、支給が完了した日から30日以内、又は3月1日の

いずれか早い日までに知事へ報告しなければならない。

- 2 前項の報告を行う際には、施設等における交付対象者への応援協力金支給確認書類及び支給に要した事務費確認書類を添付するものとする。

(交付額の確定)

第 15 条 知事は、前条で定める実績報告が提出された場合、遅滞なく確認を行い、交付額の確定を行うとともに、確定した交付額について施設等の長に対して通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付額の確定を行った結果、実績額を超える応援協力金及び事務費が交付されているときは、その超過部分について、施設等の長に対して返還を求めるものとする。

(証拠書類等の管理)

第 16 条 施設等の長は、応援協力金及び事務費に係る収入及び支出について明らかにした帳簿を備え、事業実施年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(不当利益の返還)

第 17 条 知事は、応援協力金の交付を受けた後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正な手段による応援協力金及び事務費の交付を受けた者がいるときは、既に交付した応援協力金及び事務費の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 18 条 応援協力金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(課税上の取扱い)

第 19 条 応援協力金は、所得税法（昭和 40 年法第 33 号）第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき非課税所得に該当する。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、応援協力金の交付に関する必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

別表

1 応援協力金

基準額	交付額	補助率
対象者 1 人につき 50,000 円	各施設等の交付対象者数に基準額を乗じて得た額	10/10

2 事務費

対象経費	交付額	補助率
<p>交付対象者への応援協力金支給に必要な経費で次に掲げるもの</p> <p>① 施設等が交付対象者に対して応援協力金を支給するための振込手数料</p> <p>② 施設等が交付対象者に対して制度の周知、説明等を行うため必要となる経費</p> <p>③ 施設等において交付対象者への支給事務のため必要となる通信費、消耗品等購入費、賃借料等</p> <p>④ その他知事が必要と認める経費</p>	①から④に掲げる経費の合計額	<p>10/10</p> <p>ただし、交付対象者数に 1,871 円を乗じて得た額を上限とする。</p>